対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	
千葉県木更津市	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と七に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域 一　北緯三十五度二十四分五十六秒、東経百三十九度五十四分二十八秒の点 二　北緯三十五度二十四分五十五秒、東経百三十九度五十四分二十二秒の点 三　北緯三十五度二十四分四十五秒、東経百三十九度五十三分五十一秒の点 四　北緯三十五度二十四分三十五秒、東経百三十九度五十三分三十一秒の点 五　北緯三十五度二十三分五十五秒、東経百三十九度五十三分二十七秒の点 六　北緯三十五度二十二分五十六秒、東経百三十九度五十三分五十三秒の点 七　北緯三十五度二十二分四十六秒、東経百三十九度五十四分二十八秒の点
吾妻、吾妻一丁目及び二丁目、岩根一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、江川、木更津（次の図面に示す部分に限る。）、久津間（次の図面に示す部分に限る。）、畔戸（次の図面に示す部分に限る。）、新宿、中央一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目まで、中里一丁目及び二丁目、長須賀（次の図面に示す部分に限る。）、富士見一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、中の島並びに内港	

対象防衛関係施設の所在地	東京都港区
対象防衛関係施設の区域	東京都港区
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	東京都港区
	六本木
	六本木七丁目（次の図面に示す部分に限る。）
	赤坂五丁目から七丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、八丁目及び九丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、西麻布一丁目から四丁目まで、南青山一丁目から四丁目まで、五丁目及び七丁目、南麻布五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、元麻布一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、六本木二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、三丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び四丁目から七丁目まで
	東京都渋谷区
	渋谷四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、東四丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに広尾三丁目及び四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百五十七　赤坂プレス・センター

三百五十八　横田飛行場

対象防衛関係施設の所在地	東京都福生市
対象防衛関係施設の区域	東京都立川市
	東京都昭島市
	東京都福生市
	東京都武蔵村山市
	東京都羽村市
	東京都西多摩郡瑞穂町
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	東京都立川市
	東京都昭島市

東京都福生市	大字熊川ほか
東京都立川市	西砂町四丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び七丁目
東京都昭島市	美堀町三丁目及び五丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
東京都福生市	大字熊川及び横田基地内（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
東京都武蔵村山市	大字岸及び大字三ツ木
東京都羽村市	横田基地内
東京都西多摩郡瑞穂町	大字石畑、大字殿ケ谷、大字箱根ケ崎及び大字武蔵（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
東京都立川市	一番町二丁目から四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、五丁目及び六丁目並びに西砂町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目から七丁目まで
東京都昭島市	拝島町二丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、松原町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目から五丁目まで、緑町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、四丁目及び五丁目、美堀町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目から五丁目まで並びに代官山一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目